

元気で魅力あるまちづくりを目指し、地域で自主的に進めるまちづくり活動に助成金を交付しています。

## 平成29年度の事業を募集!

### 対象となる事業

- 地域の特色を生かし、その魅力を高めるもの
- 地域コミュニティを活性化させるもの
- 地域の課題を解決するもの

**対象となる団体** 地域内で活動する5人以上の団体で、構成員の過半数がその地域の住民であること

**助成額** 助成対象経費の3分の2以内(予算の範囲内)

### 申し込みは、5月31日までに

**申込み** 各地区の担当職員へ

- 東部地区=市民課長(内線2301)
- 大曲地区=大曲出張所長(☎376-2530)
- 西の里地区=西の里出張所長(☎375-3209)
- 西部地区=西部出張所長(☎376-2103)
- 北広島団地地区=環境課長(内線4101)

\*詳しくは、問い合わせてください。



## 平成28年度の事業を紹介します

2地区・8件の事業に、105万1,400円を助成しました。

### 西部歴史探訪

- 西部地区青少年健全育成連絡協議会

### 西部地区夏休み子ども花火大会

- 西部地区青少年健全育成連絡協議会

### 3Sパトロール事業及びサポートハウス掲示板更新作業

- 西部地区防犯協会

### スノーカーニバル・イン西部

- 輪厚おやじの会

### 南町3・4丁目環境整備事業

- 南町第2自治会

### 自治会設立40周年記念事業

- 北進町3・4丁目自治会

### 案内板の更新事業

- 緑陽町第1自治会

### 自治会創立40周年記念誌発行

- 緑陽町2丁目自治会



\*申込みが予算額に達しなかったときは、期限後も受け付けます。

## 保健 医療費助成制度

中学生までの子や重度の障がいがある方、ひとり親家庭などで一定の要件に該当する方に、医療費の一部を助成しています。

### 申込み

保険年金課か各出張所



- 所得制限があります。転入してきた方は、申請時に所得額と住民税額が分かるもの(所得課税証明書など)が必要です。
- 健康保険で対象外の費用(予防接種、薬の容器、おむつ、入院時の食事代など)は自己負担です。
- 住所や口座、加入している健康保険などが変更になった場合、変更届が必要です。
- 転出する方は、受給者証を返還し、資格喪失の届け出をしてください。
- 医療機関で受給者証を提示せず、いったん自己負担分を支払ったときなどは、領収書、印鑑、口座が分かるものを持参し、申請してください。

制度名	対象	助成範囲	自己負担額	必要書類など
子ども医療	0歳~小学生	通院・入院	◆小学校就学前の子と小学生以上で住民税非課税世帯 ●医科580円、歯科510円、柔道整備270円(初診時だけ) ●小学校就学前の子が市内の医療機関を受診=無料 ◆小学生以上で住民税課税世帯 総医療費の1割(月額上限は、通院1万2,000円、入院4万4,400円)	●子どもの健康保険証 ●保護者の口座情報が分かるもの
	中学生	入院		
重度心身障がい者医療	●身体障害者手帳1・2級の方と3級の内部障がいがある方 ●重度の知的障がい(療育手帳A判定)と診断された方 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方	通院・入院		●本人の健康保険証 ●身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、障がいを証明できるもの
ひとり親家庭等医療	次のいずれかに該当する家庭で、18歳未満(18歳以上の特例あり)の子と、その母か父 ●母子・父子家庭 ●両親がいない家庭 *両親のいずれかに重度の障がいがあるときは、対象になる場合があります。	●子ども=通院・入院 ●母か父=入院		●本人の健康保険証 ●戸籍謄本など、ひとり親家庭を証明できるもの *18歳以上の子の特例の場合、在学証明書など扶養の状況を証明できるもの。